

障害者自立支援法の施行に向けた当面のスケジュール（主なもの）

○国提示 ・ 市町村等の対応

区 分	17年		18年	
	年 内		1月～3月	4月以降
利用者負担の見直し （福祉サービス、自立支援医療）	○事務処理要領の提示 ・利用者への周知		○説明、負担額の見直し手続、利用者負担上限月額の設定等	
障害程度区分・ケアマネジメント	○障害程度区分の提示 ○1次判定ソフトのインターフェース提示		○1次判定ソフトの配布 ○相談支援事業者の指定の考え方の提示	○市町村審査会委員定数条例制定 ○相談支援事業者の指定運営基準・報酬告示 ・準備支給決定（～9月） （申請受付、認定調査、市町村審査会、支給決定） ・指定相談支援事業者の準備指定（～9月）
基準・報酬 （旧体系・新体系）	○基本的な考え方の提示		○サービスごとの基準に関する考え方の提示	○指定運営基準・報酬告示 （旧体系の見直しの施行） ・新体系サービスに係る事業者の準備指定（～9月）
地域生活支援事業	○基本的な考え方の提示		○ガイドライン（実施要綱）案の提示	○ガイドライン（実施要綱）の通知 ○交付要綱の通知（4月）
障害福祉計画	○基本的な考え方の提示		○基本指針素案の提示	○基本指針の告示 ・施設・事業所の移行調査（4月～） ・サービス見込み量の推計開始
政省令	18年4月施行分	○パブリックコメントの実施	○政令の公布 ○省令の公布	
	18年10月施行分		○パブリックコメントの実施	○政令の公布 ○省令の公布
全国課長会議	11月 ○利用者負担 ○自立支援医療 ○地域生活支援事業	12月 ○障害程度区分 ○サービス内容 ○地域生活支援事業 ○障害福祉計画 ○政省令	1月 ○18年度予算案 ○地域生活支援事業ガイドライン案 ○報酬基準の考え方 ○相談支援事業者の指定の考え方 ○計画の基本指針素案	2～3月 ○地域生活支援事業ガイドライン ○指定運営基準・報酬告示案 ○基本指針告示案 ・移行調査 ○政省令案 4月以降も随時実施

当面の支給決定の取扱いについて

- 1 18年4月から9月における居宅サービスに係る支給決定の取扱い・・・1
- 2 現行サービス利用者に係る支給決定の取扱い・・・・・・・・・・・・・2

平成17年11月

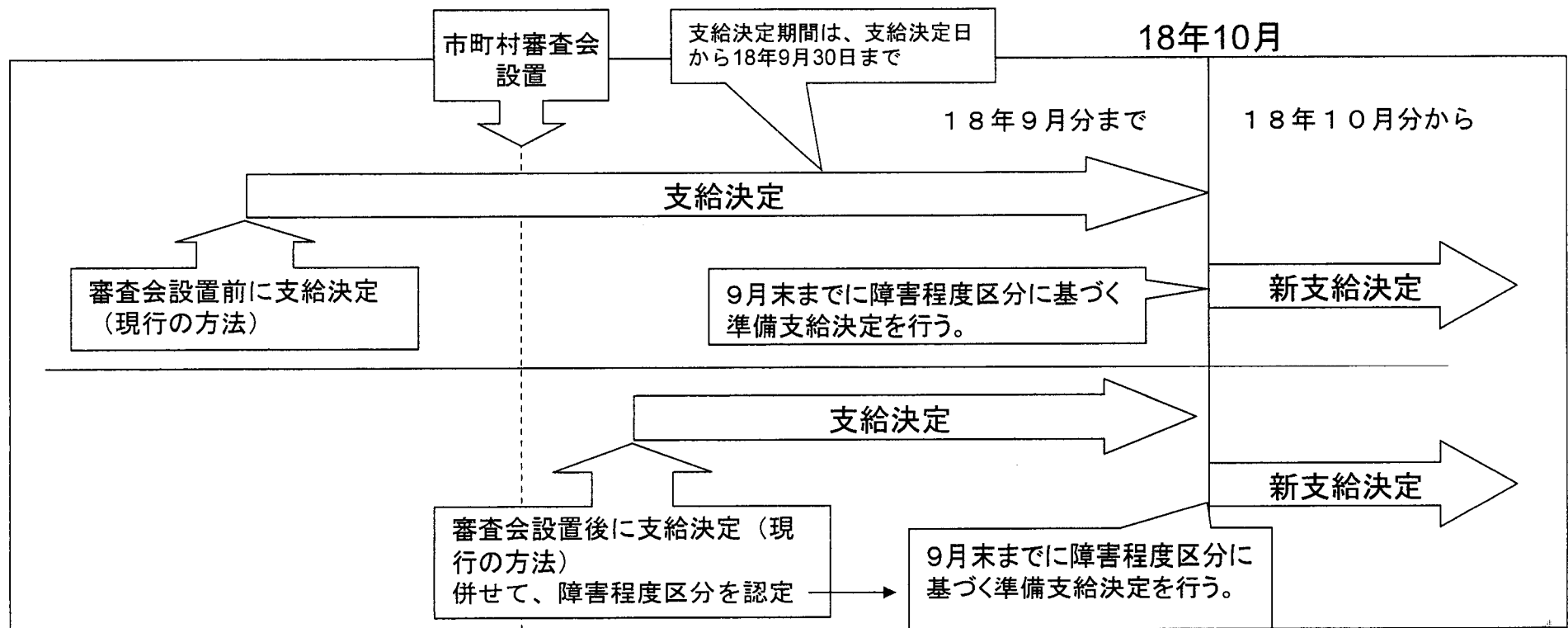
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害保健福祉改革推進室

1 18年4月から9月における居宅サービスに係る支給決定の取扱い

- 新支給決定は、市町村等の施行準備に要する期間を考慮し、18年9月末までは市町村審査会を置かず、支給決定の勘案事項も「障害程度区分」ではなく「障害の種類及び程度」とすることができることとしており、すべての市町村において、すべての居宅サービス利用者に対して新たな基準により支給決定が行われるのは、18年10月となる。
- こうしたことから、18年9月末日分までの居宅サービスのサービス対象者の基準や報酬体系については、新たな障害程度区分を前提とせず、現行の基準等を基本的に踏襲することとしている。
- 従って、18年9月末日分までの居宅サービスの支給決定については、市町村審査会を設置した市町村であっても、現行の支援費と同様の方法により支給決定（※）を行うことが適当と考えている。

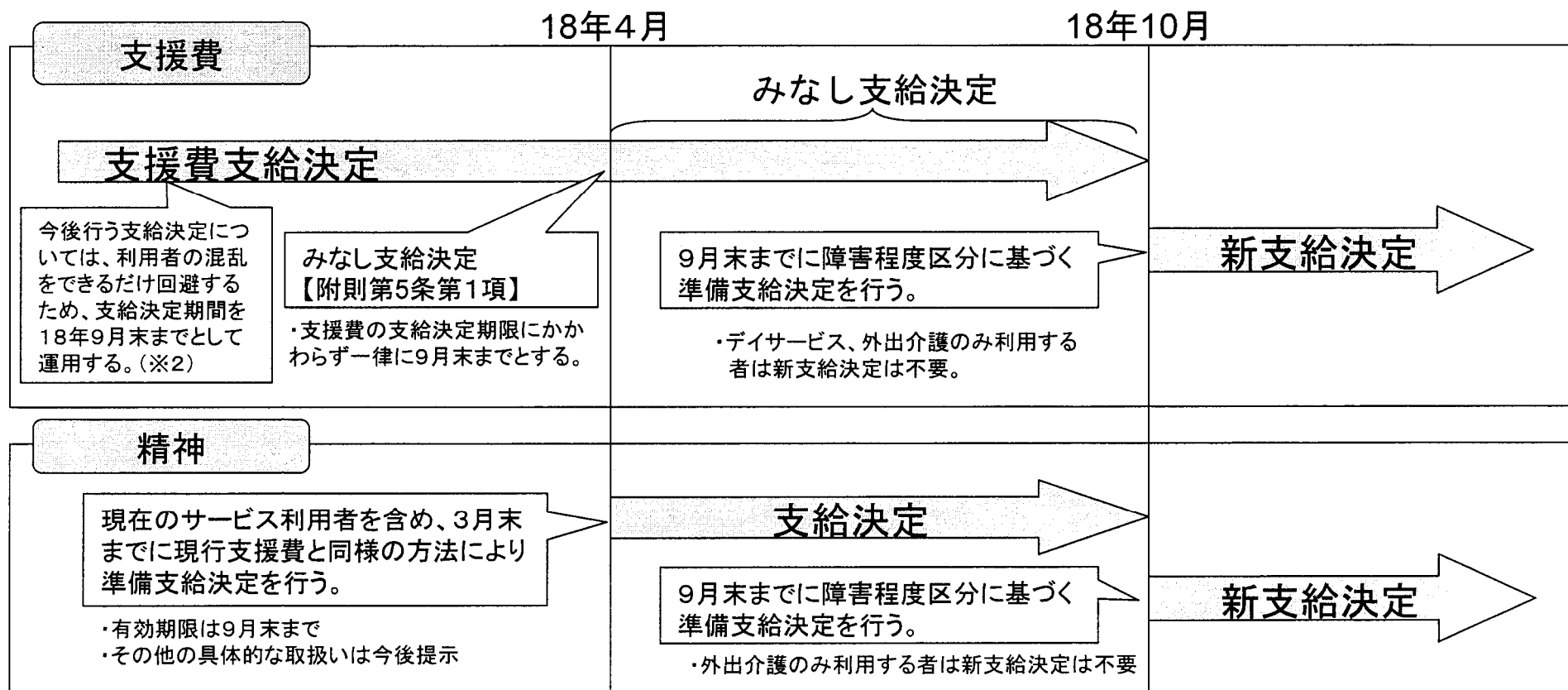
(※) ・精神障害者も支援費と同様の方法により支給決定
・具体的な方法については、報酬の見直しを踏まえて今後提示。



2 現行サービス利用者に係る支給決定の取扱い

居宅サービス

- 現行支援費の居宅サービス利用者については、18年4月1日に、一律に18年9月末までを支給決定期間とする「みなし支給決定」の取扱いを行う。(※1)
(※1) 支給決定期間が18年3月31日で満了する者は、「みなし」により支給決定されず、現行支援費と同様の方法による支給決定を行う。
- 精神の居宅サービス利用者については、現在法律上の支給決定制度がないため、「みなし支給決定」の取扱いは行わず、18年3月末までに準備支給決定を行う。(現行支援費と同様の方法による)



(※2) 既に18年10月以降までの支給決定期間を設定したケースについては、当該利用者に対し、10月分からは改めて新制度での支給決定を受け直す必要が生じる旨を適宜説明しておくことが望ましい。

(注) 18年4月～9月サービス分に係る国庫負担基準については、身体・知的については従前どおり、精神については次回課長会議において提示予定。

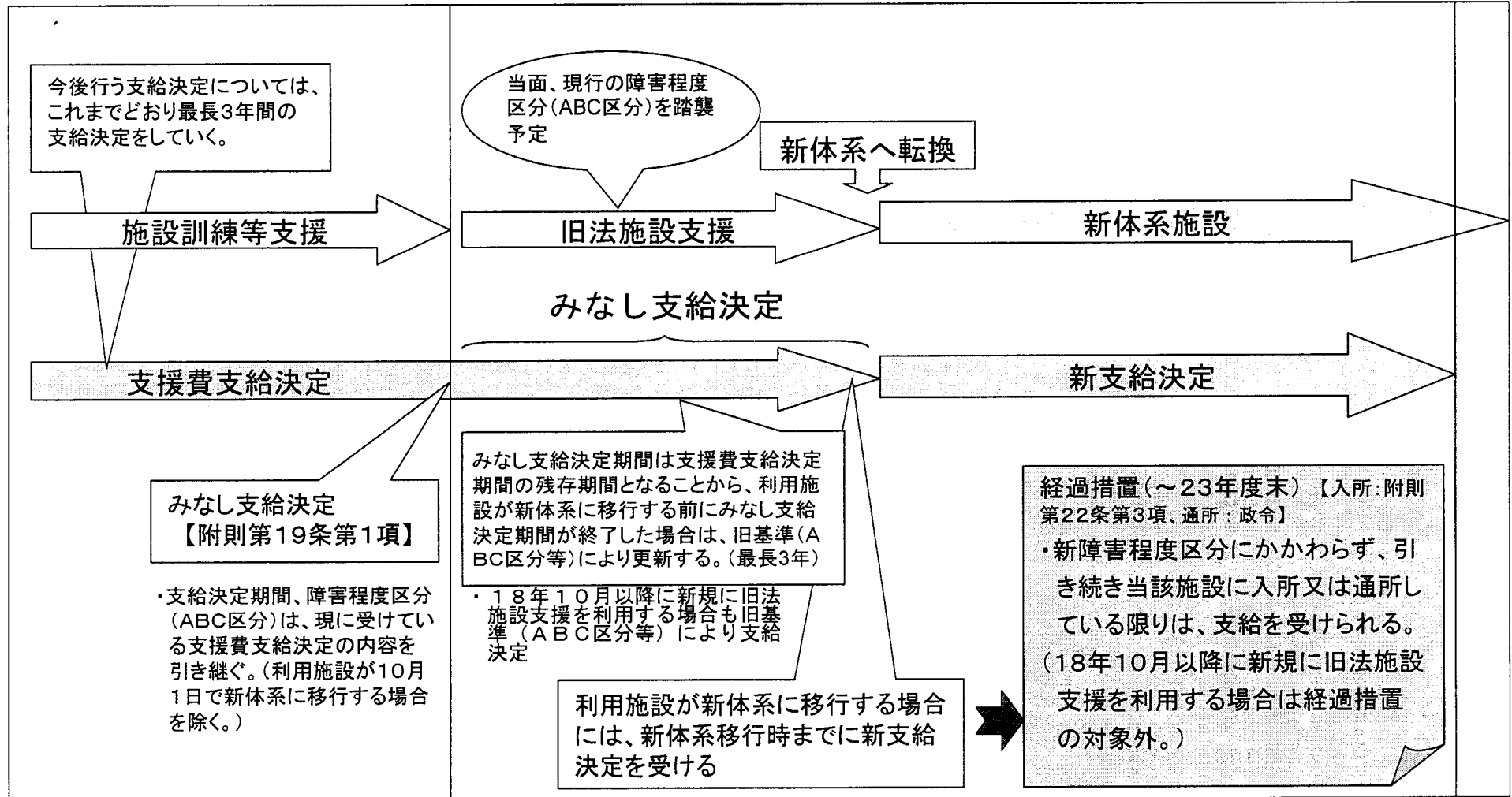
施設サービス

現行の施設訓練等支援費受給者については、18年10月1日に「みなし支給決定」の取扱いを行うとともに（※）、5年間は継続して入所又は通所できるように経過措置を設ける。

（※）支給決定期間が18年9月30日で満了する者は、残存期間がなく、「みなし」とはならず、旧基準による支給決定を行う。

18年10月

23年度末



障害者自立支援法のPR・広報体制について

平成17年11月

基本的な考え方

- ・ 来年4月の施行に向けて、実施主体である地方自治体は、利用者負担の見直し等の手続を進める中で、障害者、事業者等に対して、給付や負担の内容について、きめ細かく、計画的に制度周知を行う
- ・ 国は、以下のとおり、広く国民全体を対象に、制度改革の趣旨や内容について、様々な媒体を活用して広報を行うとともに、施行に向けて地方自治体との実務的な連携を強化する

【国は来年4月までに以下のPR・広報を展開する予定】

(1) 国民への広報

○ インターネットを活用したPR

厚生労働省HPに各種情報を掲載

- ・ 障害者自立支援法の概要資料
- ・ 障害者自立支援法Q&A 等

○ 政府広報の活用

○ 新制度PRパンフレットの作成

○ 全国課長会議の様子のテレビ放送

(2) 地方自治体への広報

○ 障害者自立支援サミット(仮称)の開催 (1月予定)

地方自治体の首長を対象に、全国8つの地方厚生局単位で障害者自立支援法に関する「サミット」を開催し、法案の内容を説明・意見交換

○ 全国対話キャラバン(仮称)の実施 (11月～3月随時)

都道府県等の要請に応じて、説明官を派遣し、説明・意見交換

○ ヘルプデスクの開設

施行に向けた地方自治体の照会に対する窓口を引き続き開設

○ 各自治体への定期的な情報提供

施行に向けた最新情報をまとめて、定期的に情報提供